

二宮町森林整備計画書

計画期間

自	平成30年	4月	1日
至	平成40年	3月	31日

神奈川県

二宮町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2, 3
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4, 5
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5, 6
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・6
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・9
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9, 10
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9, 10

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	10
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	10
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	10
4	その他必要な事項	10
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4	その他必要な事項	11
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	11, 12
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3	作業路網の整備に関する事項	12
4	その他必要な事項	12
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	12
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	12
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	12
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	13
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	13
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	13
3	林野火災の予防の方法	13

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 13
- 5 その他必要な事項 13, 14

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 14
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 14
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 14
- 4 その他必要な事項 14

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 14
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項 14
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項 14
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項 14, 15
- 5 その他必要な事項 15

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は神奈川県南西部に位置し、総面積908ha、神奈川地域森林計画における対象民有林面積は146.69haである。そのうちスギ・ヒノキ・マツを主体とした人工林面積は10.59ha、人工林率は7.2%となっており自然林と共に大字一色、中里、二宮、山西の各地区に散っている。

森林機能ごとに地区を見ると、特用林産はシイタケ栽培のみで一色地区と山西地区に分布している。山地災害防止林は二宮地区を中心として山西地区にわたり分布している。

また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、本町においても人工林及び住宅地周辺の森林の保全を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

森林の整備にあたり、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

住宅化の進んだ本町においては、残された里山林を保全すると共に、地域住民の憩いの場としての整備が要望されており住民参加が期待できる森林の整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力については、担い手の全てが家族単位の椎茸栽培生産農家であり、又、他の農業との兼業であるゆえに森林組合は存在していないため、施業の共同化が難しい状況にある。今後とも椎茸の安定供給を高めるためにも神奈川県及び県内の森林組合等との連携を深め、造林から伐採における環境整備の推進を図り、後継者育成の普及・啓発に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

2の(2)と同様に関係機関及び所有者との連携を密にして合意形成に努め、施業合理化を推進していく。

II 森林整備に関する事項

第1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次のとおりである。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注）標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

長伐期施業を行う場合の伐期は次のとおりとする

樹種	伐期
スギ	80年
ヒノキ	90年

3 その他必要な事項

（該当なし）

第2 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に充分留意し、伐区の分散、保護樹の設置等に努める。

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。立木の伐倒（主伐）は更新を伴う伐倒のため、次に示す皆伐又は択伐による方法とする。

皆伐とは主伐のうち択伐以外のものであり、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ること。

択伐とは主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、目標林型別の伐採（主伐）は次に示す施業の方法にしたがって適切に行うものとする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切

な伐採を行う。

(1) 単層林施業

単層林施業については、おおむね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産が期待され、かつ森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、次に示す単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

(2) 複層林施業

複層林施業については、ブナ等からなる天然林、広葉樹が混合している人工林であって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

施業の区分	標準的な方法
単層林	①林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとする。 ②尾根筋、河川沿いでは片側20m程度を保存するよう努めることとし、公道周辺はできるだけ保存することとする。
複層林	下層木を育成し複層林状態の森林に誘導することを主眼に択伐を行うこととする。

(3) 混交林施業

混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間が確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること

(4) 広葉樹林施業

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次に示すとおりである。植栽に係る樹種については、スギは沢沿い斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）ヒノキは斜面中部～上部を基本として選定するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、ミズキ、その他郷土樹種	

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、次に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	2, 500～3, 500	
ヒノキ	中庸仕立て	2, 500～3, 500	

注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、その他次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地保全に努めるものとする。
根付けの方法	正方形植えを原則とし、根付けは丁寧植えとする。
植栽の方法	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内にできるだけ早期に人工造林を完了するものとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間	皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。 また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。
-----------------	---

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別途県が定める天然更新完了基準により森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は次に示すとおりである。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
天然更新の対象樹種		クヌギ・コナラその他高木性の在来樹種	
ぼう芽更新による更新が可能な樹種		クヌギ・コナラその他高木性の在来性かつぼう芽更新が可能な樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は次のとおりであり、天然更新を行う際にはその本数に10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ha）
天然更新の対象樹種全て	10,000（5年生）

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表掻き起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払いを行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

イ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の項目を満たしている場合を更新が完了した状態とする。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難な場合は人工造林により確実に更新を図ることとする。

- ① 対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物の高さ）以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な成育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(該当なし)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は10,000本とする。

5 その他必要な事項
(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であり、適切な時期及び方法等により積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し適切な時期、方法等により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢			標準的な方法	備考
			第1回	第2回	第3回		
スギ	短伐期	2,500 ～ 3,500	15年	22年	30年	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20%～30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ		2,500 ～ 3,500	18年	25年	35年	スギの①～④に準ずる。	

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢			標準的な方法
		初回	2回	3回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈りは、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈りの時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。必要に応じて、つる切りを合わせて行う。
除伐	スギ	10年			除伐は、下刈り終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 また、合わせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10年			
枝打	スギ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時に実施する。枝打は丁寧に幹を傷つけないように、また、枯枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	11月	15年	19年	

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 森林施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 森林施業の方法

別表2のとおり

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 森林施業の方法

(該当なし)

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林	土砂崩壊防備保安林の区域	1.05ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町域全域 図1～2 林班1～4	146.69ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町域全域 図1～2 林班1～4	146.69ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	町域全域 図 1～2 林班 1～4	146.69ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	第 4 の 1 (2) アで設定された区域	1.05ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項
(該当なし)

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
(該当なし)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
(該当なし)

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
(該当なし)

4 その他必要な事項
(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

施業の共同化のためには、森林所有者の間の合意形成が重要であるため、町が中心となり合意形成に努めていく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在森林所有者の森林整備が十分に出来ていないので、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意する。

ア 森林施業計画を共同で作成し、全員により各年度の当初等に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施する。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施する。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その他が他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0~15°)	車両系作業システム	100 以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系作業システム	75 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系作業システム	60 以上
	架線系作業システム	15 以上
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上
路網整備等推進区域	該当なし	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

- ① 基幹路網の作設にかかる留意点
(該当なし)
- ② 基幹路網の整備計画
(該当なし)

イ 細部路網の整備に関する事項

- ① 部路網の作設にかかる留意点
(該当なし)
- ② その他必要な事項
(該当なし)

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

(該当なし)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(該当なし)

3 作業路網の整備に関する事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(該当なし)

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(該当なし)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(該当なし)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

神奈川県ニホンジカ管理計画の計画対象区域においては、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域において人工造林を行う場合や、シカの採食による下層植生の衰退が見られる場合は、植生保護柵や単木の保護ネットの設置等を推進し、シカの食害等の防止を図る。この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、シカの保護管理や農業被害対策との連携・調整も図りながら、必要な保護対策を講ずるものとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全対象森林	146.69

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施個所への調査・巡回や、森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により、確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。

本町の松くい虫防除対策事業は、主に海岸線沿い周辺を中心に行っており、今後も保安林区域内等の防除対策事業と連携を図りながら適切な保全を行っていく。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(該当なし)

3 林野火災の予防の方法

ハイキングコースや遊歩道等を中心に標識や看板等を設置することや広報を活用することにより、山火事予防の意識の高揚、啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

消防等の関係機関と十分な協議及び調整のうえ、実施すること。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
(該当なし)
 - (2) その他
(該当なし)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
(該当なし)
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
(該当なし)
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - (1) 森林保健施設の整備
(該当なし)
 - (2) 立木の期待平均樹高
(該当なし)
- 4 その他必要な事項
(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
森林経営計画の実行に当たり、特に次に掲げる事項を適切に実施するものとする。
 - (1) IIの第4で定める公益的機能別施業森林の施業方法
 - (2) IIの第6の3で森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - (3) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
(該当なし)
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
(該当なし)

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

自然ふれあい教室や自然観察会を通し、森林の重要性について啓発を図る。

また、森林所有者との連携による森林づくりへの参加を呼びかける。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

(該当なし)

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

(該当なし)

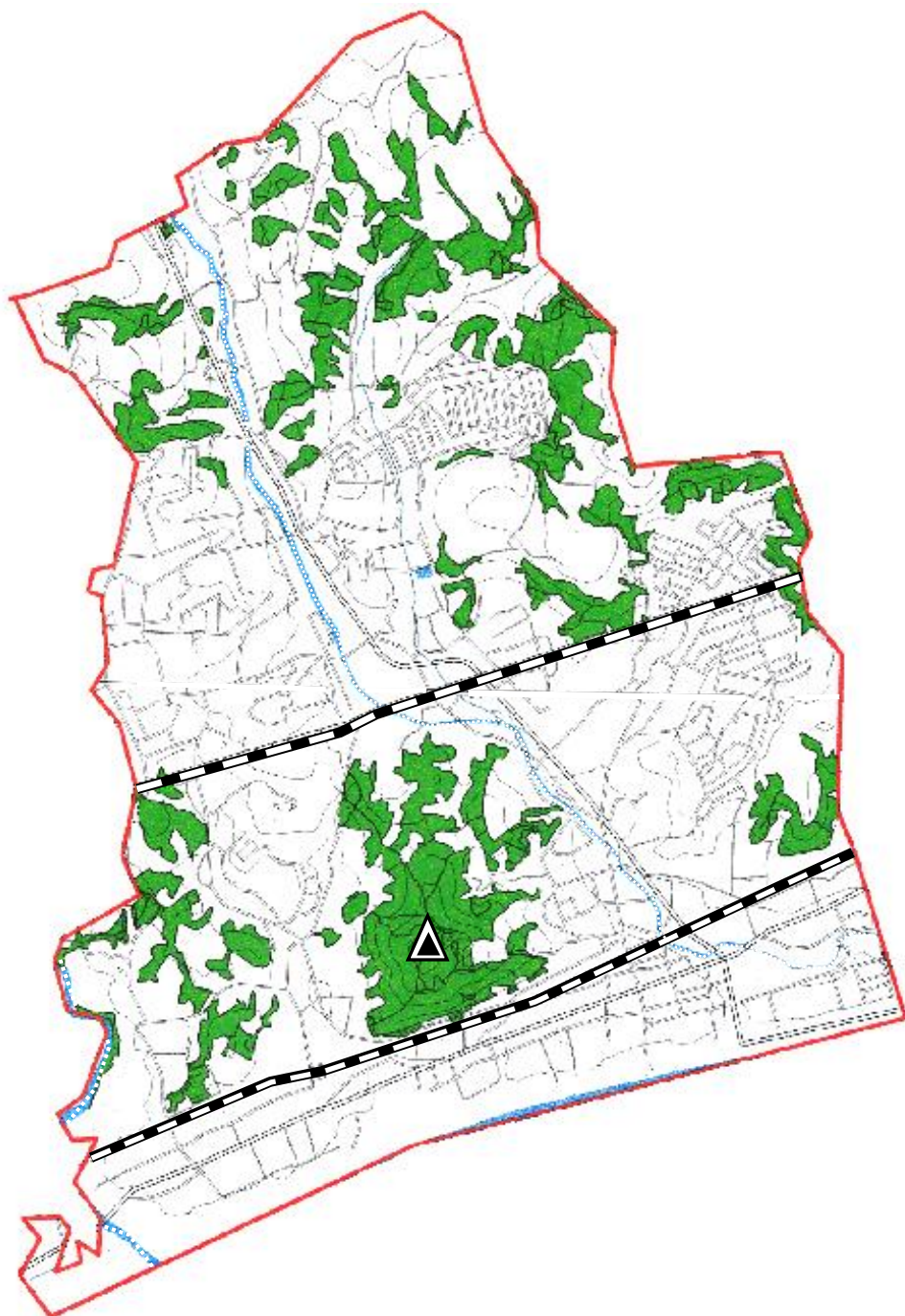
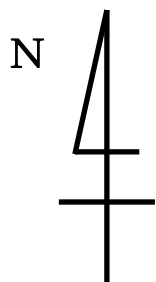
(4) その他

(該当なし)

5 その他必要な事項

(該当なし)

〔 市町村位置図 〕



(凡 例)		
山 岳	▲	
河 川	
都道府県界	— · — · — ·	
市町村界	—	
森林計画区界 及び民有林	■	
国 有 林	該当なし	
鉄 道	— — — — —	

縮尺 1/25,000